

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直しの進捗に関する総括評価（答申）について

平成30年8月20日
千葉県健康福祉部障害福祉事業課
043-223-2341

平成25年11月に袖ヶ浦福祉センター養育園で発生した虐待死亡事件を受け、千葉県では、平成27年度から29年度までを集中見直し期間として、「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」の評価を受けながら、センターの見直しに取り組んできました。

このたび、進捗管理委員会から、これまでのセンターの見直しに係る評価及びセンターの今後のあり方等についての提言を含む答申が提出されました。

1 千葉県袖ヶ浦福祉センターの概要

【施設構成】

(平成30年8月1日現在)

更生園（障害者支援施設） 事件当時定員90名 ⇒ 現在定員80名（実員76名）

養育園（福祉型障害児入所施設） 事件当時定員80名 ⇒ 現在定員40名（実員27名）

【設立年月日】 昭和41年7月

【管理運営】 設立時から千葉県社会福祉事業団に管理運営を委託（平成18年度からは指定管理者制度を導入しており、千葉県社会福祉事業団を指定管理者に指定）

2 これまでの経緯

(1) 養育園の利用者死亡事件

平成25年11月に養育園の利用者が職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡。

県は、事件後の25年12月から26年2月にかけて、養育園及び更生園等に立入調査を実施。

⇒ 確認された状況：平成16～25年度までの10年間で、虐待者15名（被虐待者23名）

(2) 千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の設置・審議

平成26年1月、外部の有識者により徹底的に調査し、問題の全容を究明することを目的として、千葉県社会福祉審議会の専門分科会として設置。平成26年8月に最終報告（答申）を知事に提出。

(3) 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会の設置・審議

平成26年9月、第三者検証委員会の最終報告に沿ったセンターの見直しに当たり、その実効性を確保するため、千葉県社会福祉審議会の専門分科会として設置。19回の会議を開催するとともに、委員による現地確認調査を行いながら、見直しの進捗状況の確認及びその評価を行った。

進捗管理委員会委員

(平成30年8月1日現在)

	氏名	役職等
座長	さとう しょういち 佐藤 彰一	弁護士、国学院大学教授
委員	むらやま その 村山 園	千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会委員長
	おおや しげる 大屋 滋	千葉県自閉症協会会長、旭中央病院脳神経外科部長
	かみこ けいいち 金子 恵一	千葉県社会福祉協議会事務局長
	みしま たかお 三島 卓穂	元（公財）鉄道弘済会弘済学園園長
	はまもと のりこ 濱本 典子	千葉県知的障害者福祉協会権利擁護委員会委員長 （福）千葉県手をつなぐ育成会でい・さくさべ施設長

3 総括評価の概要

(1) 今後のセンターのあり方について

①少人数ケアへの転換

養育園は、個別支援が実現できつつあるが、更生園は、大規模施設時代の集団処遇が継続している。少人数ケアに向けたハード整備は、方法論さえ提示されていない。

②半分程度を目指す定員規模の縮小

養育園は定員の半減目標を達成したが、更生園は数人が地域生活へ移行したにとどまっている。これは、利用者本人の意思決定支援や、地域生活を意識した支援ができていないことが理由として挙げられる。また、県内の他の福祉資源から孤立していることも大きな原因と考えられ、この点については県の責任は大きい。

③障害児の受入先確保

養育園の定員規模縮小をカバーするために、2か所の新規施設整備を行ったことは評価できるが、2施設の現行の稼働状況については、県による把握・関与が不十分である。

④強度行動障害支援体制の構築

県内施設等に対し、研修や地域生活への移行に向けた各種補助事業を実施した点は評価するが、県内全域の強度行動障害支援を担うには、質・量とも不十分であり、県内での地域型の強度行動障害支援の体制が整備されていると評価を行うのは困難である。

⑤閉鎖性の解消

- 養育園は、職員と特別支援学校教員との相互交流など、外部との接触の機会が増え、また、利用者の代弁者としてパーソナルサポーターを導入したことも開放性の向上に役立っている。
- 更生園は、外出の機会も依然として少なく、職員が利用者を監視するタイプの支援が続いている。施設の建物構造や設備面の制約等があり、隔離・密室性が克服できていない。

⑥きめ細かなケア（生活の場での改善点）

食事の提供方法や外出機会の拡大、日中活動の内容等、利用者サービスの改善に向け一定の努力が認められるが、施設の設備、支援メニューからも、県立施設に求められる実践レベルに到達との評価は難しい。施設として最低限の水準を回復したに過ぎない。

(2) 今後のセンターの管理運営のあり方について

- 平成30年度からの指定管理者の指定に当たっては、第三者検証委員会の最終報告に沿って更生園と養育園を分割して公募したが、結果的には第三者検証委員会が求めた民間法人の参入には至らなかった。
- 定員半減・少人数ケアという目標を達成できないまま、事業団が5年間事業を継続することになったが、指定管理期間が終了するといった制約があったとは言え、県は、公募条件や公募手続きなども十分に検討し、進捗管理委員会の評価を待つべきであった。

(3) 今後の千葉県社会福祉事業団のあり方について

- 支援姿勢を利用者本位に改めることについては、本人の意向確認の様子が見られないため、利用者本位の支援が職員に理解され実践が定着しているとは思えない。
- 研修を受けた職員の登用などによるモチベーションの向上については、他施設で職員の長期研修を行ったことは評価するが、事業団として個々の職員のキャリアパスをどう整備するかは示されていない。
- 事業団の執行体制の強化については、県が県立施設としての将来像を最後まで示さなかったことが改革を遅らせた原因であり、事業団の士気を損ねた。また、現在の幹部職員は全て事業団の出身者で、外部の文化の導入に課題を残した。

(4) 県や外部による重層的なチェックシステムの構築について

- 県の指導監督や監査の強化、監査時の民間人材によるチェック、指定管理者のモニタリングの強化は丁寧に実施された。
- モニタリングは、指定管理業務の適正な運営状況の確認の観点から実施したため、モニタリングでの進捗管理委員会の意見が指定管理者の選定に反映されなかった。

4 提言

- (1) 県は、更生園について、新規入所者の受入停止を今後も継続すること。
- (2) 県は、更生園での有期の新規入所者の受入れも停止すること。
- (3) 県と事業団は、更生園の新規入所者の受入停止を継続しながら、地域移行の努力を責任を持って行うこと。
- (4) 事業団が、センター利用者の地域移行先として、少人数の地域密着型の居住支援を自主事業で試みる場合、県はこれを認めること。
- (5) 県は、センターの今後のあり方を検討するための委員会を設置すること。なお、この委員会は地域移行を念頭においた委員構成とすることが望ましい。
- (6) 県は、センターがあることに依拠しない県内全域の強度行動障害者の支援システムの構築を検討すること。
- (7) 更生園については、第六次千葉県障害者計画の終了時点までに県立施設として存続するかどうかを(5)の委員会で判断すること。もし県立施設としては廃止する場合は、民間移譲の方法を指定管理の残りの2年間で検討し、利用者の方々の処遇については、県が責任を持って対応すること。
- (8) 更生園の建物については、小規模で少人数ケアのできる建物とし、大規模入所施設としての建替えは行わないこと。なお、建替えに当たっては、利用者の社会参加が容易であり、共生社会の理念に沿った場所を選定すること。
- (9) 養育園については、県立施設として指定管理による運営を継続するかを、(5)の委員会で判断すること。また、新規入所者の受入れをいつ再開するかも、(5)の委員会で判断すること。
- (10) 養育園については、短期の有期利用（例えば6か月から1年程度）を実施し、家庭復帰や地域移行ができる施設を目指すこと。
- (11) 県は、児童相談所も含めた県内全域の障害児の療育環境の体制づくりを検討すること。
- (12) 養育園の建物については、大規模入所施設として建築されており、地域の中での小規模で少人数ケアのできる建物への建替えを検討すること。なお、建替えに当たっては、利用者の社会参加が容易であり、共生社会の理念に沿った場所を選定すること。